

令和6年度随意契約一覧表【上下水道部】

令和6年10月1日から令和6年12月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
上下水道総務課	公営企業会計システム使用・保守業務	令和6年11月29日	株式会社フューチャーイン 関西支店	令和6年12月1日 ~ 令和11年11月30日	11,048,400	サーバーの導入から約6年が経過し、サーバー部品のサポート期限が到来することに加え、現行システムのサポートが令和8年度に終了することから、現行システムの更新とクラウド化し、更新後のシステムを5年間使用するための契約です。今般の費用にはシステム使用料、システム保守料、データセンター使用料（システムの総ランニングコスト）、ヘルプデスクに係る経費が含まれております。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同者と契約を締結するのが最適であるため。
水道工務課	R6設計積算システム改良業務	令和6年10月31日	株式会社管総研	令和6年11月1日 ~ 令和7年1月31日	1,430,000	設計積算システムの令和7年度用単価等改定業務及び積算基準変更に伴う対応版への更新業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本件業務は、ソフトウェアの保守業務であり、設計積算システムを開発した株式会社管総研でなければ実施することができないため、同社と随意契約をするものです。
水道工務課	水道工務課用公用車（軽バン）の購入	令和6年10月23日	富田林市自動車協同組合	令和6年12月27日	1,382,000	公用車（軽バン）の購入	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	中小企業に対する官公需施策を推進することを目的に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」が制定されており、同法第3条にて、地域の実情に応じ、必要な場合は随意契約制度の活用等により、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るよう要請されています。相手方は、中小企業庁が証明した官公需適格組合であるため。